

国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則

〔平成28年1月25日
学長選考会議決定〕

最終改正 令和3年12月21日学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議規則第4条第4号に規定する学長の業務執行状況の確認に関する事項について定める。

(実施時期)

第2条 国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、学長就任2年目以降毎年度1回（再任の場合は就任1年目から）、学長の業務執行状況を確認するものとする。

(実施方法)

第3条 業務執行状況の確認は、書面審査及び学長に対するヒアリング等を実施することにより行う。実施にあたっては、次に掲げる資料を参照するものとする。

- (1) 国立大学法人評価委員会に提出する前年度の業務実績報告書
- (2) 学長就任時の所信表明
- (3) 監事による所見
- (4) その他選考・監察会議が必要と認める書類

(公表の取扱)

第4条 選考・監察会議は、学長の業務執行状況の確認について、その結果を学内に公表するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、学長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、選考・監察会議において協議の上決定する。

附 則

この規則は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。